

令和5年10月1日より法改正

最大積載2トン以上の貨物自動車での荷役作業時に昇降設備が必要となります。

◆ 改正内容詳細

(1) 最大積載量2トン以上の貨物自動車（荷台の側面が開放または開閉できる車両。例：平ボディ・ウイング等）で、荷を積み卸す作業を行うときは、労働者に「保護帽」を着用させることを義務化（令和5年10月1日施行）※荷台または積荷の上に乗る必要がない場合、墜落の危険がない状態で荷を積み卸す場合は不要

(2) 最大積載量2トン以上の貨物自動車に、昇降設備の設置を義務化（令和5年10月1日施行）※昇降設備には、踏み台等の可搬式、トラックに設置された昇降用ステップ、テールゲートリフターを含む。
※昇降設備は、手すりや一定の幅奥行き、乗降グリップがあるものが望ましい。

NETIS番号：CG-210011-A

手すり一体型アルミ製トラック昇降ステップ「トラックライム」

手すりと天板が折畳み可能な一体式で持ち運び可能なポータブル昇降設備。

・設置スピードの速さと荷役作業時等の安全対策が行えるとしてNETIS登録されました。



収納状況



【適応車種】

各車両平均高さ	アオリを倒した状態 平均高さ	アオリ立て状態 平均高さ
1tトラック	×	1057mm
2tトラック	885mm	1265mm
4tトラック	1085mm	1480mm
10tトラック	1400mm	1900mm

※車種、型式、使用状況によって設置できない場合があります。

型式	垂直高	天板寸法	設置寸法				収納寸法			踏み枚数	重量	税抜定価
			幅	出幅	全高	一段伸縮	幅	長さ	厚み			
REG-M	1016~1447	400×300	579	834~1083	1628~2059	275	703	1783	187	4	14.7	¥103,500
REG-L	1391~1847			1050~1314	2003~2459	300		2216				

お問い合わせは・・・